

ろうきんの 事業運営 3原則

非営利の原則

会員直接奉仕の原則

政治的中立の原則

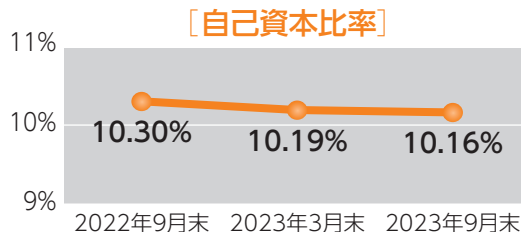
ろうきんの目的や事業運営は労働金庫法によって規定されており、市中銀行と明確に区分されています。

3 自己資本比率

自己資本比率は、金融機関の経営の健全性を判断する指標のひとつで、当金庫の2023年9月末の数値は10.16%となりました。国内基準である4%を大きく上回っており、引き続き高い水準を維持しています。

(単位：百万円)

項目	2023年3月末	2023年9月末 (概算値)
1. 自己資本の構成に関する主な開示事項		
A コア資本に係る基礎項目の額	129,857	131,887
B コア資本に係る調整項目の額	1,111	1,276
C 自己資本の額 (A+B)	128,746	130,611
D リスク・アセット等の額の合計額	1,263,186	1,284,729
自己資本比率 (C÷D)	10.19%	10.16%
2. 定量的な開示事項		
A 信用リスクに対する所要自己資本の額	48,984	49,845
B オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,543	1,543
所要自己資本の総額 (A+B)	50,527	51,389



(注)

- 当金庫では、9月期決算を法定されていませんが、内部規程に基づき、3月期本決算に準じた仮決算を行っています。左記2023年9月末の自己資本比率は、この仮決算結果に基づいて算定した概算値です。当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。
- 所要自己資本 = リスク・アセット×4%

4 債権管理の状況

労働金庫法および金融再生法ベースの開示(不良)債権比率は、総与信残高(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息、仮払金等融資関連の全科目)に対して何らかの理由により当初の契約どおりに返済されていない等の与信額割合を表したもので、この比率が低いほど健全性が高いことを示しています。

[開示債権比率]



労働金庫法および金融再生法ベースの債権区分による開示

(単位：百万円)

区分	2022年9月末	2023年3月末	2023年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,573	1,684	1,814
危険債権	3,517	3,405	3,500
要管理債権	64	67	128
三月以上延滞債権	64	67	128
貸出条件緩和債権	0	0	0
労働金庫法および金融再生法ベースの開示債権 合計(A)	5,155	5,156	5,442
正常債権 (B)	1,502,824	1,519,004	1,529,448
合計 (C)=(A)+(B)	1,507,980	1,524,160	1,534,890
労働金庫法および金融再生法ベースの開示債権比率(A)÷(C)	0.34%	0.33%	0.35%

(注)

- 上記の計数は、労働金庫法に基づく開示項目および労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条に規定される各債権区分により分類しています。
- 金額は単位未満四捨五入しています。